

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○平口委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。井野俊郎君。

○井野委員 おはようございます。自民党群馬二区選出の井野俊郎でございます。

本日は、民法改正、成人年齢の十八歳への引下げについて質問をしております。

今回は成人年齢を十八歳にするということであり、まずけれども、これはいろいろな委員の先生方が質問しておりますので、重複しないように質問していきたいと思えます。

まず、成人年齢引下げとは、他方で、十八歳への婚姻年齢は引き上げると。男性は十八歳でしたけれども、女性は十六歳から十八歳へ引き上げるといふふうになっております。まず、これを引き上げた理由についてお聞かせください。

○山下（貴）大臣政務官 婚姻開始年齢についてお尋ねがありました。

婚姻開始年齢が定められている趣旨は、身体的、社会的、経済的に未熟な段階で婚姻することは早

期の婚姻破綻につながりやすいなど、その者の福祉に反するおそれがあるということから、そういった面で未熟な若年者の保護の観点から、その婚姻を禁ずることになります。

現行法で、婚姻開始年齢を男性十八歳、女性は十六歳ということ、女性が早く婚姻することができることとされておりますが、これは、どちらかといえば、女性の方が身体的な部分で発達が早いということを考慮したということではあります。

ただ、現代社会においては、社会、経済の高度化、複雑化が進展しております。若年者が婚姻し、これは夫婦として共同生活を営むわけでございますが、それに必要とされる社会的、経済的な成熟度もやはり高度化しているのではないかと。婚姻開始年齢のあり方につきましても、このような社会的、経済的な成熟度をより重視すべきではないかというふうにも考えられております。そして、社会的、経済的な成熟度といった観点からは男女間に特段の違いはない。そういったことからすると、婚姻開始年齢における男女の取扱いの差異を維持することは、もはや相当とは言えないのではないかと考えております。高校進学率が約九九%、大半が卒業しているという現状に鑑みると、婚姻をするには少なくとも十八歳程度の社会的、経済的成熟を要求することが適当であると考えております。

また、先ほど御指摘あったように、民法の成年年齢を十八歳に引き下げる、一方で、女性の婚姻開始年齢を現行法のまま十六歳とした場合には、

女性のみ成年年齢と婚姻開始年齢が一致しないということになって、男女の取扱いの差異がより際立つという問題もござります。

そういった以上の点を考慮いたしまして、本法律案につきましては、民法の成年年齢を十八歳に引き下げることに伴い、女性の婚姻開始年齢については十八歳に引き上げて男女をそろえるということにした次第でございます。

○井野委員 社会的、経済的、ある意味政策的な観点から女性は引き上げる、余り身体的というよりも、そういった政策的、社会政策というふうか、そういった観点での引上げだということではあります。私も本当にそれはそのとおりだと思いますし、やはり、なかなか幾つかからというものも難しい線引きもあるかと思えます。

他方で、女性については、どうしても問題といましようか、男性とは違う点、やはり子供を産むという生理的機能の違いというものがございます。すなわち、女性は男性とは違って妊娠、出産をする。婚姻していなくても、妊娠、出産をするというような生理的機能がござります。よくこういったことを捉えると、世間ではできちゃった婚と言われて、妊娠をしたから婚姻をするかと、するかどうか、それが一つのきっかけになる例もよくあるように感じますけれども、これは、十八歳未満でも当然妊娠、出産の可能性がござります。こういうときに、仮に、じゃ、これが婚姻できないとなると、例えば十六、七で出産をしてしまうと、いきなりシングルマザーにならざるを得ないというような状況もござります。諸外国につい

ては、その点を捉えて例外的に婚姻を認める例もあるようございませけれども、こういった例外を認めなかった理由というのはどういふところにあるんでしょうか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

ただいま御指摘がございましたとおり、婚姻開始年齢に達していなくても、妊娠した場合などには例外的に婚姻をすることができるような制度を設けることも考えられるところございまして、法制審議会におきましても、そのような考え方の当否について議論がされております。

この点でございますけれども、まず、婚姻開始年齢を設ける趣旨が、肉体的、精神的、社会的又は経済的に未熟な段階での婚姻は当事者の福祉に反するおそれがあることから、健全な婚姻をする能力を欠くと考えられる若年者の婚姻を禁止、若年者を保護することにある、こういうことからいたしますれば、妊娠をした場合に婚姻を認めるという考え方は、こういった婚姻開始年齢を設ける趣旨にはそぐわないのではないかとこのように考えられるところでございます。

また、妊娠、出産をした場合につきまして、その子供の地位でございませけれども、これにつきましてには、婚姻準正、これの制度によりまして子供を嫡出子とすることができると、例外を設けないことによる弊害を一定程度回避することができるとございませ。さらに、妊娠、出産した場合に、女性の婚姻開始年齢につき例外を設けるとする場合には、その婚姻の相手方である男性の婚姻開始年齢についても例外を設ける必要がない

か慎重に検討する必要があると考えられます。

以上のような理由から、婚姻開始年齢に達しなくても、妊娠、出産した場合などには例外的に婚姻をすることができるような制度は設けないこととしたものでございます。

○井野委員 法律上には私もそれでよろしいかとは思いますが。ただ、福祉的な観点からも、ぜひこれは、やはりシングルマザーというふうにとられかねないという意味では、いろんな経済的な支援等も場合によっては必要になってくるかと思えます。そういった意味では、厚労省の分野になるかと思えますけれども、ぜひそういった福祉的な分野も加味してもらいたい、検討してもらいたいというふうには思っております。

それで、成人の方に、十八歳について戻らせていただきますけれども、成人になるということ、は、イコール、法律用語で言えば行為能力とよく言われていますけれども、法律行為を制限を受けないことができるということになっております。これが自由にできるということでありませけれども、他方で、飲酒やギャンブル等についてはまだ二十に据え置くというような措置がとられておりませ。こういった、特に飲酒等についてですけれども、一番若い人で気になると言ったらおかしいんですけれども、これについてはどうなんでしょうか。私も、余りこの場で言うのは適切ではないのかもしれないませけれども、大学生になると、結構飲酒の機会は実は多くありました。委員の先生方はどれだけいらつしやったのかわかりませせん。飲みましたという声もありましたけれども。

この飲酒については二十に据え置くということでありませけれども、これはどうして置いたのか、ちよつとその点を説明をお願いします。

○小田部政府参考人 お答えいたします。

未成年者飲酒禁止法が二十歳未満の者による飲酒を禁止している趣旨は健康被害防止と非行防止の二点にありまして、民法の成年年齢の定めとはその趣旨を異にしているところございませ。このため、必ずしもその年齢を一致させる必要があるものではないと考えているところでありませ。

飲酒に関しましては、飲酒を開始する年齢が低いほどアルコール依存症になるリスクが高くなることとされておきまして、近年、国内外におきまして、飲酒が健康に与える悪影響を防ぐための取組が強化されているところでもあり、今回の民法改正を理由といたしまして飲酒を禁止する年齢を引き下げることとはしなかつたものでございませ。

○井野委員 いろいろな弊害があるというふうな御説明、若年者ということでありませけれども、弊害があるということでありませ。

これについて、ちなみに、二十じゃなければならぬその他のデータ、例えば十八から始めるとやたら依存症が多いだとか、そういった年齢的な具体的な数字みたいなもののデータというのはあるんでしょうか。

○小田部政府参考人 お答えいたします。

二十歳未満を飲酒の制限年齢として端的に示すものではございませせんが、先ほど御答弁申し上げましたように、飲酒を開始する年齢が低いほどアルコール依存症になるリスクが高くなるというデ

一タがあり、近年、国内外において、飲酒が健康に与える悪影響を防ぐための取組が強化されているところでもあり、今回の民法改正を理由として飲酒を禁止する年齢を引き下げることとはしなかったものでございます。

○井野委員 いろいろ、ここの部分も政策的な判断が働いているのかなというふうに私も思います。やはり、飲酒についても、いろいろな社会の情勢であったり、さまざまなものからして、今後もちろん議論になる余地もあるのかなというふうに思いますし、私はこれで、個人的な事情は別にして、やむなしというふうに思っておるところでございます。現に大学生がコンパでアルコール中毒になられて亡くなったという報道等も目にしますと、やはり一定の心理的な制限としてのこの法律の存在という意味はあるのかなというふうには思っております。

今回、二十から十八歳ということ、年齢、ある程度この数字での区切りというものは、これは必要なだろうと私も思います。ただ、なかなかこの成人年齢というもの、数字で区切るということでありまして、先ほど来いろいろ議論をしていく中においてやはり感じるの、ある程度政策的な判断といえますか、明確な、例えばこの年齢、年じやなければならぬというふうなそういうものはないのかなというふうには感じております。

時代によってももちろん変わります。例えば、昔は元服というのが意味成人というふうなことを言われていましたけれども、元服は十五歳だ

と。これは、江戸時代、明治前までは十五歳でございました。それから二十になり、今回十八歳という形になります。

これだけ時代によっても異なりますし、社会情勢、当然、昔に比べて、昔は子供は労働力になっていた。農業をやっていく家においては労働力になっていた。だから、少しでも早く働いてもらいたい、大人になってもらいたいという願いがあった。他方で、今は社会が複雑化している。そういった中では、今、そういう例えば十五歳で教育も受けずに社会に出てしまうというんな弊害がある。大人たちに食い物にされるといいますか、害されるおそれがあるというふうな、そういう社会情勢の変化もございします。

私がちよつと一つお伺いしたいのは、年齢で区切っていくという中において、例えば、法務省の中でもいろんな年齢で制限している法律があるかと思えますけれども、二十だとか十八とかそういった年齢で区切った法律とかにおいて、必ずこの年齢は動かせないんだというか、そういうもの、いわゆる政策的な観点がなく、これは科学的根拠ないしは、こういった理由で動かせないんだというものがあるのかどうなのか、ちよつとその点を教えていただけますか。

○小野瀨政府参考人 お答えいたします。

いろいろな法律におきまして年齢要件が定められておりますので、これはあくまでも一般論としての話ということになるわけでございますけれども、各種の法律におけます年齢要件は、それぞれ法律の趣旨に基づきまして、その各種の基礎的

なデータを含めまして、さまざまな要素を総合的に考慮して定められているものと考えられます。

したがって、一般的には、必ずしもその基礎データから一義的に年齢を定めることができるとは限らず、最終的にはそれぞれの法律の趣旨を踏まえた政策的判断によって決定されているものと考えられます。

したがって、このようにして決定された年齢要件につきましては、そういった基礎データ等が変わらない限り変更することができないということにはならないものと考えられます。

○井野委員 私も、本当に、そういった意味で、政治の判断といえますか、国民の世論であったり、そういったさまざまな政治的な要素から年齢というのが決まってくるのかなと思っております。

特に、憲法改正という中において、国民投票法において十八歳、それから議論がスタートし、選挙権も十八歳にしてはどうか、そういった一連の流れが私もあるのかなというふうに思っていますし、それはやはり、どちらかといえば政策的な判断、時代の変化等に対応していきながら、いろいろ我々政治の側で議論し、判断していくべき問題であるというふうには思っております。

この成人年齢とはちよつと趣が異なりますけれども、せつかくなので私の問題意識等も含めてお話をさせていただきますけれども、刑法百七十七条の問題でございます。十三歳未満の問題、性同意年齢という問題でございます。

これは、十三歳としておりますけれども、これ

について明確な根拠やデータなりなんなり、そういったものはあるんでしょうか。

○辻政府参考人 現行刑法におきましては、十三歳未満の者については、一律に、御指摘のとおり、みずからの意思で性的行為に関する同意、不同意を決する十分な判断能力がないということで、暴行、脅迫がなくとも強制性交等罪が成立するというようにされております。

この年齢につきましてですけれども、現行刑法の制定当時、明治四十年ということになります。その当時の帝国議会審議における政府委員の説明等によりますと、女子の発育の程度、年少者をなすべくわいせつの所為に染まらせないことなどを考慮して、現行の十三歳未満とされたものと承知しているところでございます。

○井野委員 帝国議会という話、明治という話でありますから、百年以上たっているんだらうなというふうに思います。

個人的には、これについても、時代の状況、当然当時の婚姻年齢とは違います、今は初婚がもう三十前後の時代でございますし、いろんな、犯罪といましようか、特に女性はそういった犯罪の被害に遭われやすいような立場にもあると私は思っております。これについても、私は、これから委員の先生方とともに政治の場で年齢のあり方を議論をしていきたいというふうに思っております。せつかくですから、ちよつと刑事の部分について少し議論を進めていきたいと思っておりますけれども、今回、成人年齢が二十となりますけれども、少年法の適用は、少年法自体の改正は今法制審におい

て審議、議論されていることでありまして、けれども、まず、この法律施行後、十八歳、十九歳のいわゆる被疑者、逮捕された場合における警察の発表のあり方、現時点では匿名ということになっておりますけれども、これは変わるのか変わらないのか、その点、まず確認させていただきま

○小田部政府参考人 お答えいたします。警察におきましては、少年法の趣旨に鑑みまして、二十歳未満の少年による事件については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名などその者を推知させるような事項を報道機関に発表しないこととしております。

民法が改正されて成年年齢が引き下げられた場合におきまして、十八歳、十九歳の者については少年法の適用を受けることから、これらの者による犯罪に関する警察の報道発表について変更はないものと考えております。

○井野委員 その点はマスコミにもぜひ周知をしていただきたいなというふうに思っています。

最近のマスコミ報道等によつては、場合によっては実名がそのまま流されて、特にネットになるとマスコミとはちよつと違ってきますけれども、ネットになると平気で個人情報特定されるような形で発表されているというか流布されている部分もありますので、ぜひ、その点、当然警察の方は情報管理は徹底されていらっしゃるというふうには私も認識しております。ただ、マスコミの報道のあり方についても、ぜひ警察の方から指導していただきたいなというふうに思っております。

じゃ、なぜ私その点を考えているかというと、

これはちよつと資料をお配りさせていただきましたけれども、少年による処遇、前回、黒岩委員がこの委員会で質疑されていましてけれども、再犯率が確かに高いという部分もございまして。他方で、少年法、いわゆる矯正施設、少年院を退所、退院された方の再犯率というのは三六・四％と法制審議会の資料でも現実問題としてございまして。これは、単純に二十七年程度だけでいえばもう一二ポイントも低いわけでございますね、一二％も低い。普通の成人の再犯率よりも少年による再犯率はこれだけ低くなっているということでもあります。

本当にこれは、私は、法務省の矯正局の皆様、少年院の指導教官のまさに指導のたまもの、もちろん、少年の可塑性であったり、そういったものももちろんあるにしても、本当にすばらしい教育、矯正が行われているのではないか、これは一つの証左であると思っております。

ちなみに、再犯率も同じ右肩上がりではございませんけれども、しかしながら、伸び方としては圧倒的に少年事件の方が、少年院の方が伸び率は低いわけでありまして、私は、矯正教育のあり方としては、ぜひこういったものを、ある意味、今の刑務所の矯正教育にも広げていってもいいんじゃないのかなというふうに思っています。

特に、二十前後、少年法の適用がない二十代前半、二十五ぐらいがいいのかわかりませんが、そういう若年者へのこういった矯正教育をしっかりとしていくことによつて再犯を防止していくという観点は重要だと思っておりますけれども、この点について、ぜひ矯正局、法務省の考え方を教

えてください。

○富山政府参考人 お答えいたします。

まず最初に、少年院あるいは刑事施設を出所した者の再犯率ということについてなんですが、委員御指摘の数字というのは、ある年に検挙をされました者の中で再犯者が占めている割合という数字でございます。若干違う観点からの数字をもう一つ紹介させていただきますと思うんですが。

私ども、実務ではよく再入率という言葉を用いております。これは、ある年に刑事施設から出所した受刑者が、その出所した年を一年目といたしまして、何年目までに戻ってきてしまう、そういった率がどのくらいあるのかということで、少年院との比較をするため、比較的短期の数字なんです。二年再入率といまして、出所した年とその翌年の年末までに帰ってきてしまった率というのが統計がございます。

平成二十七年に刑事施設から出所いたしました受刑者については、この再入率は一八%となっております。これは、わずかずつではございますが、近年減少傾向にございます。また、少年院からの出院をいたしました在院者の同じような二年目までの再入率は一一%と、やはり一八%と比べてかなり低い水準となっております。

まさに、御指摘のとおり、少年の可塑性ということもございしますが、非常に少年院の中で濃密な処遇を行っているというようなことも一定の効果を出していることにつながっているのではないかと、いうふうにご覧いただくと、若年者に対してそういう

刑事施設においても、若年者に対してそういう

た処遇ができないだろうかというお尋ねかと思えます。

刑事施設におきましても、刑事施設に受刑者として入所した時点で二十歳未満である者につきましては、その後三年間、また、三年たつてもまだ二十になっていない場合には二十になるまで、少年受刑者処遇と呼びます、かなり細かな配慮をした処遇は行っております。

この処遇は、具体的に申し上げますと、個々の受刑者の特性に応じた個別的な処遇要領、非常に細かな処遇要領を作成いたしまして、それに基づき処遇を実施いたします。

また、その者の特性を特に考慮し、職業訓練、有用な作業、教科指導、改善指導、個別面接、日記指導といった、まさに個別の指導も実施してまいります。

さらに、その者に対して一名又は複数名の職員を個別担任に指定いたしまして、問題性に着目した面接や日記指導なども継続的に行います。

さらに、改善更生、円滑な社会復帰に果たす家族等の役割も考慮いたしまして、家族等との関係を維持改善するため、例えば親書の発信などについても積極的に働きかけをするといった、かなりきめ細かな取組を行っております。

また、刑事施設に入所した時点で二十を超えている者につきましても、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者については、二十六歳未満の若年受刑者につきましては、少年刑務所などに収容いたしまして、悪風感の防止、あるいは特技、適性の発見に努めると

いったところに留意をいたしまして処遇を行ってはいるところでございます。

ただ、まだまだこれで十分だと考えているわけではございませんので、委員の御指摘も踏まえまして、より充実した若年者の処遇ができるように、今後努めてまいりたいと考えております。

○井野委員 ぜび、矯正教育のあり方として、私は応援をしていきたいと思っておりますし、私は、逆に言うと、実は、もったいないんじゃないかなというふうに思っております。

この資料にもあるとおり、少年院の在院率というのでしようか、どんどん減ってきているわけですね。平成二十七年で三万八千九百二十一でございます。ピーク時から比べると、もう何分の一の世界になってきております。

ぜび、私は、こういったせつかくいい指導をしていただいているわけですから、これをもっと社会に還元していただいてもいいんじゃないかなというふうに思っております。

例えば、今よく言われているのが、教師の負担というのが大きいわけですね。それで、ちよつとしたことですぐ子供たちは、体罰だ何だ、訴えるぞみたいな話もします。そうすると、なかなか、学校の先生が指導を徹底するといつても、私は、やはり限界がある、教師についても、どこまで指導していいものかというのはやはりちゅうちょを覚える部分もあるのかなというふうに思っています。

他方で、やはり学校は学校ですから、規律を守って、そしてまた荒れないようにしていかなければ

ばならないというふうに思っております。どうしても一度学校が荒れてしまうと、悪循環といってしまうか、もうその学校全体がどんどんどん、変な方向と言ったらおかしくなっちゃいますけれども、勉強できるような環境ではなくなってきました。

私は、そういった意味では、こういった少年院の指導教官を、例えば、ちよつと問題がある学校だなどというふうに、文科省なり学校、教育委員会の方から応援に来てほしいとかあれば、今かなり学校の方でも外部講師等の活用というのが進んでいるというふうに聞いておりますので、そういった、ある意味、助っ人といましようか、新たな指導の場として、その結果、虞犯少年もほとんどなくなっていくというのであれば、これは社会にとつていいことだと思っておりますけれども、ぜひそういった前向きな検討をされてみたらどうかと思います。いかがでしょうか。

○富山政府参考人 お答えいたします。

少年院は、明るく規則正しい環境のもとで、比較的小規模な施設規模を前提としながら、寮ごとの集団生活を基本として、個別担任制によって、昼夜を分かたず、個々の在院者の特性に応じたきめ細かで濃密な指導を実施しているところでございます。

これはもちろん収容施設というそういった特性を生かしてやっておりますが、問題性を有した少年たちに対する働きかけということについては、少年院の教官は大変専門的な知見を有してございます。

こうした専門的な処遇の知見を生かして、現在でも、近隣の中学校、高等学校からの依頼などに基づきまして、例えば、薬物の乱用を防止するための講話ですとか、特定の非行や犯罪の防止に関する内容の講話などを生徒に対して実施をする、そういった取組を行っている少年院もございます。

また、近隣の教育委員会からの依頼に基づきまして、教員の方に対して、児童や生徒の行動を理解する、またその指導の方法、内容、そういったことに関しての講演や研修、講義なども実施している少年院がございます。

少年院もやはり地域の皆様に支えていただかなければ成り立たない、そういう施設でございますので、専門的な知見を生かして地域に貢献をするということとはとても大切なことだと思っております。こういった取組、今でも行っておりますが、今後ますます充実させて、地域のお役に立てる少年院になるということについては努めてまいりたいというふうに考えております。

○井野委員 ぜひ前向きに、もつともつと私は積極的に出ていってもらいたいというふうに思っております。なかなか、担当省庁、文科省との関係もありますけれども、その点はぜひ我々議員なり政治の力を使って後押しをさせていただきたいというふうに思っておりますので、これからも皆さんの御活躍を心から期待しております。

ちよつと話は戻ります。少し刑事の方へ行きましていただいても、やはり民事の方に少し戻らせていただきます。

よく民事関係の方で懸念があるのは、やはり法

律行為について、きのうの参考人にもありましたけれども、二十を立証すれば取り消されたものがそういう抗弁権がなくなる、取消権がなくなるということに対して、結果、若年者、十八歳、十九歳への被害といましようか、そういったものが生じるんじゃないかということがよくこの委員会でも指摘をされております。

私も弁護士としての仕事をしていた中で、やはり相談の中であるのは、若者が、ある意味、高額のローンを組んで、よく親と相談に来るといいうようなことがあります。どうしても、ローン、特に今あと割賦販売ですね、こういったお金の貸し借りは簡単に、弁護士が入ればすぐにぱつとどうにかするんですけども、割賦販売等については、本人が使用を始めたとかしているものから、若しくは、消費しちゃっているものについては、どうしたらいいものかというの、なかなか、若年者だと月五千円でスタートできます、だけれども物すごい割賦の回数が多いというようなことがあったりとかするものですから、これはやはり私は、若年者につけ込む大きな問題ではないかなというふうに思っております。

この委員会でも前回質問が出ていましたけれども、ローンや割賦販売に関する与信審査、若年者に対しての与信審査を強化していくというのは、ある意味、特別法などにおいて義務づけられておりますけれども、これについてはきちんと実行されているんでしょうか。ちよつと、その点、担当省庁ごとに確認したいと思えます。

○水口政府参考人 お答え申し上げます。

消費者ローンの方でございませけれども、貸金業法におきまして、貸金業者は、年収の三分の一を超える貸付契約の締結というのが禁止されておりますほか、顧客の返済能力の調査というのをしなければならぬということとございまして、顧客に対する当該貸金業者の貸付金額の合算額が五十万円を超えるような場合には源泉徴収票その他の顧客の資力を明らかにするような書類を受けなければならぬというような規定になってございます。

若年者は、一般的に申しまして、収入が少なく、貸金業法のいわゆる総量規制によりましておのずと貸付け可能な金額も少なくなることから、まずは、貸金業者に貸金業法の規定というのをしっかりと遵守させるということが、若年者に対する過大な貸付けというのを未然に防止する意味で非常に重要であるというふうに認識してございまして、金融庁としましては、検査監督を通じて、貸金業者に業法の遵守というのをさせているところでございます。

また、貸金業法に基づく認可法人で、日本貸金業協会というのがございませけれども、自主規制機関として、自主規制を制定して、協会の監査を通じまして、貸金業法に法令の遵守というのを求めているところでございます。

さらに、若年者につきまして、過大な貸付けを未然に防止するという意味での貸金業者の側の取組といたしまして、例えば、収入の乏しい若年者が貸付けを受けた場合にその返済が困難となるという場合も想定されますので、貸付額を低く抑え

る取組を行っている事例ですとか、さらに、年収証明の提出義務がございません場合でありまして、勤務先の在籍確認を行うことで定期的な収入を確認するといったことから、返済能力調査を行っているような事例というのがあると承知してございます。

金融庁としましては、若年者が過大な債務を負うような事態が生じないように、先ほどもちよっと御説明いたしました、貸金業者に対する検査監督、さらに、協会の監査を通じまして業法を遵守させることに加えまして、業界と連携しながら、まずは、貸金業者によってどのような取組がされているかというのをしっかりと把握しまして、それを推進していく必要があると思っております。現在、協会におきまして、貸金業者による若年者に対する貸付けとか与信に関する実態調査が今行われているところでございます。

いずれにしても、今後とも、若年者への啓発活動というのも含めまして、若年者が過大な債務を負うことのないように、しっかりと、検査監督を通じて適切に対処してまいりたいというふうに考えてございます。

○藤木政府参考人 割賦販売法についてお答えを申し上げます。

ただいま金融庁からローンに関して御説明ございましたけれども、割賦販売法でも、契約者が過大なクレジット債務を負担することを防止するために、クレジット事業者に対しまして、与信審査に際しまして、申込者がクレジット債務の支払いに充てることが可能と見込まれる額を調査する、

これを義務づけておりまして、この可能額を超えるようなクレジット契約ということを締結することを禁止しているところでございます。

こうした支払い可能見込み額調査と呼んでおりますけれども、これの遵守状況につきましては、私どもの検査監督を通じまして、その適正な確保ということを図っているところでございます。

また、学生、未成年者、いろんな方がいらっしゃるわけですが、学生などに関しましては、一般社団法人日本クレジット協会の調査によりますと、多くのクレジット業者におきまして、クレジットの限度額を少額に設定する、例えば十万円、二十万円といったような額に設定するといったような取組が行われているところでございます。

こういったことで、私どもとしましては、若年者の方あるいは契約者の方が過大なクレジット債務を負わないということのために必要な法的措置として業界の取組ということについてしっかりと監督し、若年者のクレジット取引におけるトラブルの発生防止ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

○井野委員 まず、金融庁にお伺いします。

現時点で、よくCM等にもありますとおり、審査不要、たしか五十万か三十万だか、私も金額を覚えていないけれども、ほとんどこれについても審査不要というか、書類、一切要りません、在籍証明、要りませんというふうになってますよね。五十万、三十万が高額じゃないと言われてしまえばそうかもしれないけれども、だけれども、一

回で終わらないんだよね、金借りる人というのは。何回も貸し借りをやるわけですよ。今回十万だったかもしれないけれども、次回、じゃ、ちよつと足りないから十五万借りようとか、それが延々と続いていくわけで、多重債務が多くなった結果、一時期、サラ金問題があったわけですよ。私も弁護士をやっていたからわかりますが、一回で終わらないもの、絶対に。でも、その一回一回の借りる額は少額ですよ、五万とか十万とかを延々続けていく、これは適切なかどうか、どう思いますか。

○水口政府参考人 お答えいたします。

法律上、先ほど申し上げました、五十万円を超える場合の年収証明といえます制度がございますし、今、少額の部分については、これは貸金業者の方の取組でございますけれども、一定の、例えば十万、二十万、いろいろございますけれども、これにつきましては、若年者については一定の制限を設けるといふ取組も今されてございますので、今、我々として、どのようにそのような取組が広がっているのか、しっかりと見ようということ、協会の方で実態調査をやっております。

そういうのも踏まえまして、今後、検査監督についてどのような適切な対応が必要かというのは、改めて考えて、適切に対処してまいりたいというふうに思っております。

○井野委員 実態調査ということでありますから、それをきちんと調査した上で、きちんとした対応をとってもらわないと、そんな、多重債務、少額だからいいとかいう問題ではないということだけ

はよくわかってください。実態は本当に延々と、もう十年、二十年、三十年ぐらい平気でやっている人がいるんだから。その結果、過払い金は何百万とか、そういう裁判をやっていましたけれども、私も。

だけれども、それは適切な社会生活とは私は思えないですよ。消費者金融が常に入りにしているような、一時的なというのはわかるけれども、とても、そういうことを若年者のうちから、それで生活が成り立つんだというような感覚に私はさせるべきでないと思っておりますので。自分で働いていくから初めて、十八、十九はほとんど学生ですよ。そんな小さいうちからサラ金に出入りさせるようなことだけはやめてもらいたいなと思っております。

もう一つ、割賦についてもですけれども、これもさつきと同じですよ、私に言わせると。少額だけれどもすごい長い期間であったり。やはり少額だから、ある意味、まあ仕方ないかで、泣き寝入りとまでは言わないけれども、まあまあ我慢しているというの、やはりこれはありますよ。でも、実際問題今使っていないとか、ほとんど使わない。最初のうちは、何かいいことを言われて、これを使ってみようかなみたいな感じで使い始めてはみたものの、結局、ほとんど無用の長物で、そうやってくると、大体親が私のところに、私とか弁護士のところ、駆け込んでみただけでも、子供を連れて。そういうことが、やはりこれも、割賦でもいいものと悪いものがある。教育ローンとかは割賦というかローンでもいいと思うんだけど、

若しくは、例えば車であったり、そういう一般的な、社会的にも必要なものというのはやはりあるけれども、じゃ、それ以外の、本当に必要かどうかかわからないような割賦を認めていくべきかどうかというの、ちゃんとこれは審査していますか。普通は、加盟店だつて売上げを伸ばしたいから通しますよ。ましてやクレジット会社だつて、当然売上げを立てたいですよ。本当に自主的取組だけで私は十分なのかと疑問に思います。どうですか。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、与信に当たりましては、その審査において支払い可能見込み額調査といたしまして義務づけておまして、これを適正にやっていたかどうかというところで過大な債務を負わないようにということ、まずこの面をしっかりと担保していくということが片方であると思っております。

もう一方で、御指摘ありましたように、例えば、英会話教材でございますとか、あるいはエステティックでございますとか、そういったような継続的役割取引といったようなものについてトラブルが生じているといったような実態はあるというふうに考えておまして、これはまた別の、特定商取引法という中で、消費者庁さんと連携してこういったものの適正化ということに努めているわけでございます。片方で、クレジット、要するに与信する側でのチェックをすると同時に、こちら側の取引の適正化ということもあわせてやっています。こういったことによりまして、特に若年者の方々が、こういったクレジット、あるいは、そういったさ

さまざまな問題のある状態に陥らないといったようなことについて適切に対処していく必要があるというふうに思っております。

○井野委員 経産省という省は、私は本当に、どんだん、ばりばり前に出ていつてやっつていく省だから嫌いじゃないけれども、ただ、原子力規制庁の問題があつたでしょう。規制が余り得意じゃない省だと私は認識しています。これは役人さんのメンタリティーの部分なのかもしれないけれども、私はそれは否定はしないけれども、ただ、本当に規制ができるかという面は、私は、消費者庁とかそういう方とよく連携して、規制をちゃんとできる省庁とよく連携してもらいたいなど。原子力規制庁のときのように、全く、全くとは言いませんけれども、ゆるゆるじゃ困るなというふうに思っていますので、その点、消費者庁とよく連携してください。

ちよつと、裁判所に一点だけお伺いします。養育費についてですけれども、この委員会でももう議論になりました。この養育費というのは子の監護に要する費用ということでありまして、これはやはり、私に言わせると、成人か否かというのは関係ないと思ひます、二十歳かどうかというものはね。

調停条項によく、私の弁護士経験の中で申し上げますけれども、子が成年に達する日の属する月までというふうに調停ではされる例が多いように思ふんだけれども、これは、このままでというんな混乱が生じるんじゃないんでしょうかね。この点、どうなっていますか。

○村田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

調停における養育費の支払い終期の定め方につきまして、個別の事情を踏まえまして、解釈に疑義が生じることがないよう適切な調整が行われているものと承知しておりまして、現在の実務では、二十歳に達する日の属する月までと定めている例が比較的多いかと。また、事案によっては、それを更に具体的にしまして、何年何月までと定めている例もあるものというふうに承知をしております。

このような実務を受けまして、裁判所職員総合研修所における書記官事務の研究におきましても、養育費の終期については確定期限の合意をしておくことが妥当であるとして、具体的には二十歳に達する日の属する月までと記載した合意事項の例を御紹介しているとございまして、全国の裁判官を始めとする裁判所職員はこれを参考にしているものというふうに考えております。

○井野委員 そうであれば私も安心をしました。私がやっていたのは、済みません、ちよつと古いのかもかもしれませんけれども。

ぜひ疑義が生じないようにしていかなければならないと思ひますし、ましてや、当事者のときには、別に成年に達する日の属する月なんという用語自体が、私がやっていた当事者なんというのは、当事者と言ったら怒られちゃうけれども、余り、一般の市民の方からすると、それはどうでもいいですよ。ちゃんといついつまでももらえればいいということさえ明確であれば、この文言に

こだわっている一般市民の方は私はないと思ひますので、ぜひそういうたわかりやすい条項にしていたいただきたいというふうに思ひます。

ちよつと済みません、話ばかりです。内閣府さんに来てもらっていますけれども、成人の日について、この委員会でも既に議論がされております。よく、これが十八歳になったら、この委員会では懸念としては、十八歳というのは受験シーズンだ、一月に成人の日があつて成人式をやるというのは参加者が少ないんじゃないかということであつたり、そういった懸念がよく言われておりますけれども。

まず一つ、昔は、成人の日というのは、小正月、一月十五日と定められておりましたけれども、現在ではハッピーマンデーに移動しています。まず、成人の日を一月にしなればならない理由と申しようか、そういった何か要因はあるんでしょうか。

○井野政府参考人 お答えいたします。

成人の日でございますけれども、昭和二十三年に国民の祝日に関する法律、いわゆる祝日法が制定された際に、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を励ます日として、一月十五日と規定され、その後、ハッピーマンデー化により、現在は一月第二月曜日と規定されているところがございます。

これは、昔の元服ですとか裳着にかわるものとして設けられたものでありまして、それらがかつて一月に行われることが多かったということから、当初は一月十五日と規定されたものでございます。

○井野委員 確認ですけれども、別に、一月にこだわっている、ないしは一月にしなきゃならない理由、まあ歴史的な経緯はあるにしても、例えば、元旦の一月一日だとか、憲法記念日だったり、新嘗祭の日だったり、いろいろな祝日がありますけれども、そういうものとは違うというふうに理解していいですか。

○井野政府参考人 御指摘のとおりだと思います。
○井野委員 この委員会でもう議論になっていきますけれども、これは法務省の方から、既に、この法律案が成立後、関係府省連絡会議で成人式のあり方についても検討してもらいたいというような答弁があります。

これについて、今、内閣府としてはどういう検討をしていますか。

○井野政府参考人 お答えいたします。

成人式とこの祝日法の成人の日というのは全く同じものではございませんので、そういう意味では、成人の日に関しては、各方面といろいろ御議論をしながら議論されるものであると思っております。（井野委員「式ね、式」と呼ぶ）成人式でございます、失礼いたしました。

それで、成人の日でございますけれども、祝日法というものは議員立法により制定されておりまして、これまで行われました十回の改正も、大半が議員立法によりなされているところでございます。

したがって、成人の日を含めまして、国民の祝日の移動などの改正に際しましても、基本的には、国会で十分御議論の上、決定していただく

べきものであると考えているところでございます。

○井野委員 これ以上突っ込みませんけれども、成人式についても、これは、せっかく祝われる人が全然参加しないというのじゃ何のための日なのかわからないから、ぜひ、そういった式のあり方についても、我々がもちろん政治の側での議論をリードしていかねければならないというのはそのとおりだと思っておりますけれども、ぜひ皆さんの方でも考えておいていただければ。何か個別に、各自自治体の個別判断だと言われたら、それはちよつと自治体がかわいそうだと思いますから、ぜひそういった点は考えておいてもらいたいなと思っております。

最後に、今法律は、施行をいわゆる平成三十四年としております。今が平成三十年ですから、約四年後になっていきますね。施行までかなりの期間を置いておりますけれども、この期間、どのようにして周知だったり若者への機運の醸成、そういったものをしていくというふうに考えていらっしゃるか、その点だけ最後に聞いて、終わりにします。

○小野瀨政府参考人 お答えいたします。

本法律案は、直接の対象となる十八歳、十九歳の若年者のみならず、その親権者等を含む国民全般に影響を与えるものでございます。そのため、法務省としましては、施行日を平成三十四年四月一日として十分な周知期間を確保することで、その間に周知活動を徹底して行いたいと考えております。

調査方法等の詳細については現在検討中でございます。

いですが、本法律案の成立後に、成年年齢を引き下げることの意味や、その時期、他の法律で定める年齢要件の変更の有無といった事項について、国民にどの程度浸透しているのか調査することを検討しております。また、成年年齢の引下げについて、若年者と意見交換を行う機会も設けたいと考えております。

これらの取組によって得られた結果を分析した上で、その結果を活用して効果的な周知活動を行いたいと考えております。

具体的な周知活動としましては、現在の高等学校への進学率が、高等専門学校等への進学まで含めると約九九％であることを踏まえまして、引下げの直接の影響を受ける若年者に対して効果的に周知活動を行うために、高等学校等に対して、成年年齢の引下げの意味や、ほかの年齢要件がどのように変わるのかといった内容を周知するためのポスターやパンフレットを配布することを検討しております。

そのほか、成年年齢の引下げは、直接の影響を受ける若年者のみならず、その親や取引相手となる企業等にも大きな影響を与えるものでございますので、幅広く説明会を開始したい、各種のメディアを活用するといった形で国民一般に対する周知活動を進めていきたいと考えております。

なお、飲酒、喫煙年齢や公営競技関係の年齢など、改正法の施行により民法の成年年齢と異なることとなるものにつきましては、社会的な混乱を避けるためにも、関係省庁と連携して手厚く周知活動を行う必要があると考えております。

このような取組を通じまして、施行日までに、新たに成年と取り扱われる十八歳、十九歳の方々に大人としての心構えを持つていただくことができよう努力してまいりたいと考えております。

○井野委員　終わります。ありがとうございます。